



発行 東京都

目次

92

規則

- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則……（総務局行政部政課）…
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則……（総務局行政部市町村課）…
- 規程（水）
- 東京都工業用水道条例施行規程を廃止する規程……

規則

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百三十一号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年東京都規則第五百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二十六の項イ中「、第十四条第二項及び第十七条第二項」を「及び第十四条第二項」に改め、同項口中「第九条第二項」の下に「及び第十七条第二項」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成三十年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百三十二号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年東京都規則第五百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十三の四の六の項イ中「、第十四条第二項及び第十七条第二項」を「及び第十四条第二項」に改め、同項口中「第九条第二項」の下に「及び第十七条第二項」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規程（水）

●東京都水道局管理規程第十四号

東京都工業用水道条例施行規程を廃止する規程を次のように定める。

平成三十年十月十五日

東京都水道局長 中嶋 正宏

東京都工業用水道条例施行規程を廃止する規程

東京都工業用水道条例施行規程（昭和三十八年東京都水道局管理規程第九号）は、廃

止する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 東京都工業用水道条例を廃止する等の条例(平成三十年東京都条例第百号。以下「廃止条例」という。)附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前の東京都工業用水道条例(昭和三十八年東京都条例第七十二号)の規定に係るこの規程による廃止前の東京都工業用水道条例施行規程(以下「旧規程」という。)の規定は、この規程の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

3 廃止条例附則第三項の規定により、なお従前の例によるものとされた給水装置の改造、撤去等については、この規程の施行の日以後においても、なお従前の例による。

(委任)

4 前二項に定めるもののほか、旧規程の施行に関し必要な事項は、東京都工業用水道事業管理者が別に定める。

発行所
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

